

道路貨物運送業 荷役作業時の 労働災害をなくそう!!

令和5年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上¹の労働災害による死傷者数のうち、道路貨物運送業は10.4%を占めています。そのうち、半数近くの労働災害は荷主先で発生しています。

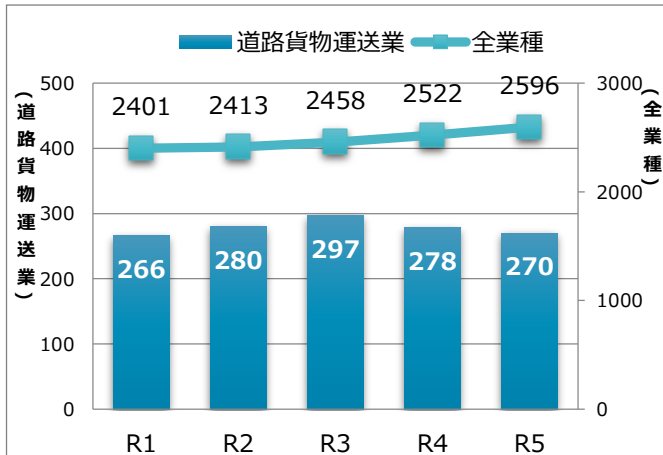


図-1 全業種及び道路貨物運送業における労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

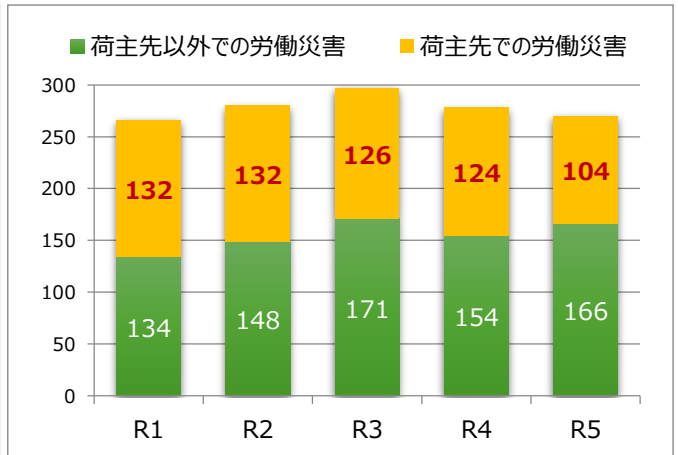


図-2 道路貨物運送業のうち荷主先での労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

令和5年の道路貨物運送業の死傷者数を経験期間別で見ると「**経験年数1年以内**」が多く、年齢別で見ると「**40歳以上の割合**」が高くなっています。

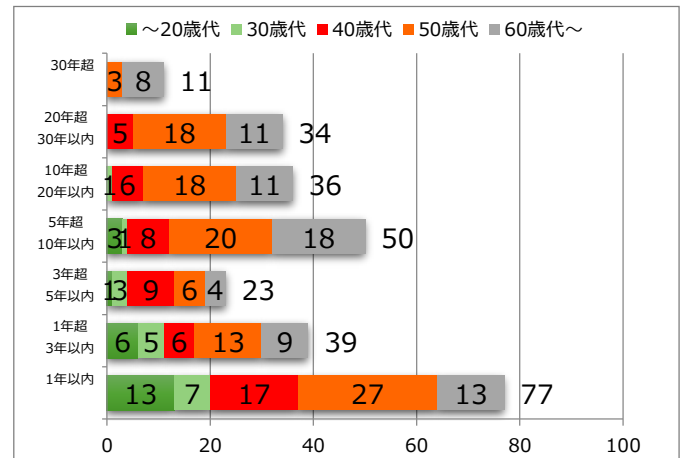


図-3 道路貨物運送業での経験期間別年代別労働災害発生状況 (令和5年)
資料：労働者死傷病報告

道路貨物運送業における労働災害の発生原因は、**トラックからの墜落・転落災害**や、**転倒災害**、**荷取扱中の動作の反動**、**はさまれ・巻き込まれ災害**が多くなっています。

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	無理な動作、動作の反動	激突	飛来、落下	激突され	その他	総計
動力運搬機	54	11	11	9	6	2	12	12	117
トラック	52	11	4	9	4	2	2	12	94
フォークリフト	2		7		1	2	9		21
コンベア					1		1		2
仮設物、建築物、構築物等	11	19		7	5				42
荷	1	2	2	17	3	3		2	30
人力機械工具等	2	7	10	5	2	3	3	2	34
用具	4	6	1	4	1	2			18
材料		2	3	2		1		1	9
その他		3	5	4	2	1	1	4	20
総計	72	50	32	48	19	12	16	21	270

図-4 道路貨物運送業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和5年) 資料：労働者死傷病報告

荷役 5大災害

- ①墜落・転落
- ②荷崩れ
- ③フォークリフト使用時の事故
- ④無人暴走
- ⑤トラック後退時の事故

重 大 な
労 働 災 害 を
防ぎましょう!!

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

このガイドラインを指針として、運送事業者と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組みましょう。

(厚生労働省HPIに掲載されています⇒ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf>)



労働災害防止のためのポイント

安全管理体制の確立等

- **荷役災害防止の担当者を指名し、担当者の果たすべき役割、責任及び権限を定める**
指名した荷役災害防止担当者に対して荷役災害防止に必要な教育を実施し、担当者の役割、責任及び権限を労働者に周知してください。
- **安全衛生方針の表明、目標の設定等の実施**
荷役作業における労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ「安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「安全衛生計画の作成」「リスクアセスメント」を行ってください。
- **陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置**
安全衛生委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業に係る労働災害防止について調査審議してください。
反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害防止措置について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

- **荷役作業の有無の事前確認**
運送の都度、荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか確認してください。
- **安全に荷役作業が行えるよう作業場所の改善**
荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全な作業の確保のために改善を行ってください。

運送事業者

- **保護帽、安全靴等の着用**
安全な作業を確保するための作業内容に適した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。
- **不安全な作業指示に対する荷主等への改善要請**
陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

荷主先等

- **余裕を持った着時刻の設定**
荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定をしてください。

トラックからの墜落・転落災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 墜落・転落災害防止のための施設等を用意
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 墜落防止施設・設備の使用
- 貨物自動車の荷台への昇降のための設備の使用
- 自社内の施設・設備への安全带取付設備の設置

・作業前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う

・不安定な荷の上ではできる限り移動しない

・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間3年）が、荷積み作業中、荷台から転落し、右ひじを骨折した。（休業3か月）
- ▼50歳代のドライバー（経験期間20年）が、かご車を積み込みラッシングベルトで固定していたところ、誤って荷台から転落し、左足首を骨折した。（休業5か月）

トラック荷台や通路での転倒災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸、段差等の改善等
- 段差解消、手すりの設置、床面の防滑化
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行
- 荷役作業場所等に合った耐滑性、屈曲性のある安全靴の使用
- 台車等の使用

・荷役作業前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する

・後ずさりでの作業はできるだけ行わない

など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間2年）が、客先への納品作業中、足元の段差に気づかずに、つまずき転倒し、足を骨折した。（休業2か月）

荷取扱い中等の動作の反動・無理な動作災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 人力荷役について、機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備の改善
- 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行

・荷役作業前に準備運動を行うこと。

・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない

・重量の重い荷は、2人以上で扱う

など

（厚生労働省HP⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>）



災害事例（群馬労働局管内）

- ▼40歳代のドライバー（経験期間8年）が、トラックから荷物（玄米30kg）を下ろそうと持ちあげたところ、腰に痛みが生じた。（休業3か月）
- ▼20歳代のドライバー（経験期間6年）が、家電製品の搬出作業中に、体勢を崩して腰をひねってしまった。（休業3週）



コンベヤー・ロールボックスパレット（かご車）による はさまれ・巻き込まれ災害等を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 通行のためにコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置
- ロールボックスパレット等の運搬における進行方向の視界の確保と移動経路上の整理整頓
- ロールボックスパレット等のキャスターが引っかかり転倒することのないように床・地面の凹凸や傾斜をなくす措置の実施
- 駆動ローラとフレーム、ベルト等に手指等のはさまれ・巻き込まれ防止のための覆いの設置
- コンベヤーへの逸走等防止装置、非常停止装置の設置
- コンベヤー、ロールボックスパレット、台車等を使用して荷役作業を行う労働者の遵守すべき事項の確実な実行

・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る

・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う

・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する

・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
など

災害事例（群馬労働局管内）

- ▼50歳代のドライバー（経験期間5年）が、構内においてロールボックスを引っ張った際、地面との間に右足首をはさまれ、骨折した。（休業40日）
- ▼40歳代のドライバー（経験期間4か月）が、トラックからかご車を引っ張り出す際、トラック壁面とかご車に右手首を挟まれ、骨折した。（休業6週）



フォークリフトによる災害を防止しよう!!

運送事業者

荷主先等

- 運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 使用時のルール（制限速度、交差点等での安全確認）を定め見やすい場所に掲示
- 運行通路の死角部分へミラー等を設置
- 走行場所と歩行者通路の分けと表示
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- 運転者の荷役作業時の遵守すべき事項の確実な実行

・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない

・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない

・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する

・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない
など



災害事例（群馬労働局管内）

- ▼40歳代のドライバー（経験期間9か月）が、納品作業中、走行してきたフォークリフトのパレットとトラックの間に足を挟まれ、打撲した。（休業2か月）
- ▼60歳代のドライバー（経験期間2年）が、荷降ろし作業中、傾斜地でサイドブレーキを引いていなかったフォークリフトが動き出し、フォークリフトの爪とトラックのタイヤに左下腿部を挟まれ、負傷した。（休業2か月）